

第4章 宮城県気仙沼市の司法関係機関と職

第1節 気仙沼市役所

及川 安崇

はじめに

2009年8月21日、私は気仙沼市役所を訪れ、市の司法サービス提供への支援についてお話をいただくことができました。以下、その内容について報告します。

1. 気仙沼市の紹介

気仙沼市は宮城県の北東端、太平洋沿岸の三陸海岸に位置する市です。平成18年3月に気仙沼市と唐桑町が合併新気仙沼市が誕生、平成21年9月に本吉町と合併し現在の気仙沼市になりました。合併後現在の人口は75,369人（平成21年10月現在）、市の面積は333.37平方キロメートルです。



漁業の町として栄え、ふかひれ、カツオなどが特産品としてならびます。また近年では、にんにく味噌で味付けして焼いた豚ホルモンをウスターソースをかけた千切りキャベツと一緒に食べる「気仙沼ホルモン」もB級グルメとして全国的にとりあげられています。

(Yahoo 地図より)

2. 所在地

所在地 宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号

TEL 0226-22-6600

FAX 0226-24-3566

3. アクセス

JR 大船渡線・気仙沼線「気仙沼駅」から、徒歩で約15分
三陸縦貫自動車道「登米IC」から、車で約1時間15分



(Yahoo 地図より)

4. 市の相談受付体制

気仙沼市では、市民の様々な問題への対応のために各種行政相談¹を実施しています。その中の主たる相談の場として、市は市役所内に市民相談室を設けています。市民相談室では消費生活に関する相談を受け付ける消費生活相談、市政・一般等に関する相談を受け付ける市民相談を実施しています。

市役所の相談室は、市民相談員（市の職員）1人、嘱託の消費生活相談員3人（週3日勤務交替制）から構成されています。

（1）消費生活相談（商工課担当）

気仙沼市では消費者保護基本法（2004年6月から消費者基本法に変更²）の制定に伴い、消費者行政の円滑な推進を図ることを目的に昭和44年から消費生活相談員を配置しています。相談は多重債務者からのものや、消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関するもので、専門の相談員による相談者の自主交渉のための助言やあっせん、その他相談内容により専門機関の紹介などを行っています。

①詳細

〈本庁舎〉

- ・日時／毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・場所／消費生活相談窓口（市役所本庁舎1階）

〈本吉総合支所〉³

- ・日時／毎週水曜日 9:00～16:00

¹ 図1参照。

² この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする（消費者基本法第1条）。

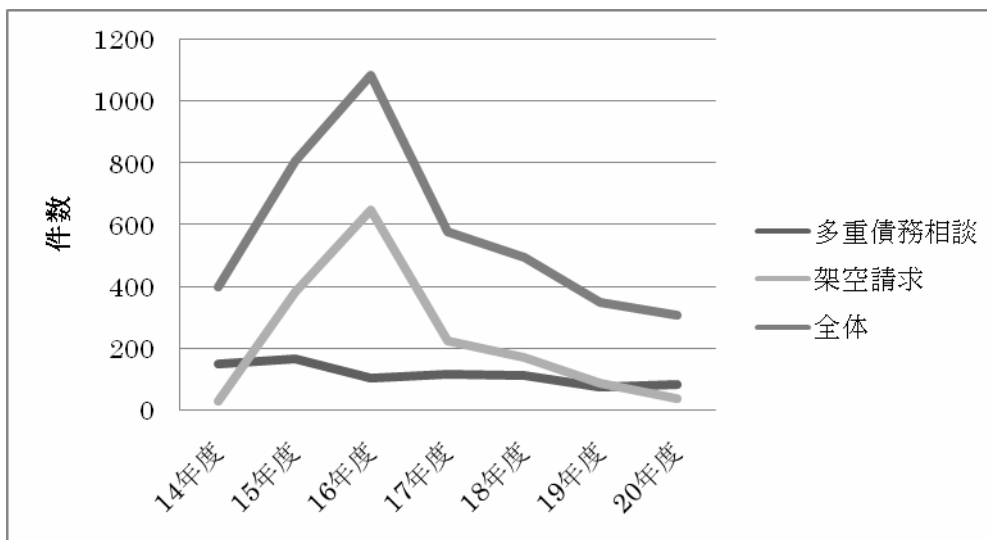
³ 平成21年9月本吉町との合併に伴い曜日、時間変更。

・場所／本吉総合支所

②相談状況

相談件数は年々増加傾向にありましたが、平成 16 年度の 1,084 件⁴をピークに現在は減少傾向にあります。内訳は、多重債務、架空請求に関する相談が多くを占めています。架空請求に関する相談は平成 16 年度に 647 件と全体の 60%を占めたものの、平成 20 年度は 39 件と全体の 13%まで落ち着きを見せています。他方、多重債務の相談は近年増加傾向にあります。この要因として、近年の不況のほかに、貸金業法改正、政府による多重債務対策本部の設置、市の広報紙よる呼びかけなどにより「借金問題は解決できる」という考えが市民の中に根付いてきたことも挙げられています。

また多重債務者の使途としては、生活費、冠婚葬祭費、自営業資金繰り、融資詐欺、病気・入院費、遊興費、ギャンブル、住宅ローンの返済等が挙げられています。年齢としては 50 歳以上の方が多く、漁船を退職して町に帰ってきて働く場所がないことが原因の一つとしてあるようです。負債金額は 100 万～300 万円が全体の 3 割を占めています。



(図2 消費生活相談受付件数の推移)

(2) 市民相談 (秘書広報課担当)

気仙沼市では法律問題等への対応として昭和 52 年以前⁵から市民相談を受け付けています。相談員の方は市役所の一般職員で相談者の疑問に答え、問題の解決のために助言します。なお、法律など専門的知識が必要な場合は、各機関を紹介します。市民相談には様々な内容の相談が寄せられるので、相談員には豊富な経験が必要のようです。

気仙沼市役所では、市民相談の他に、定期的に弁護士や司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、行政相談員、法務局支局長、行政書士等による様々な相談を行っています。

①詳細

⁴ 相談件数の推移については図2のグラフ参照。

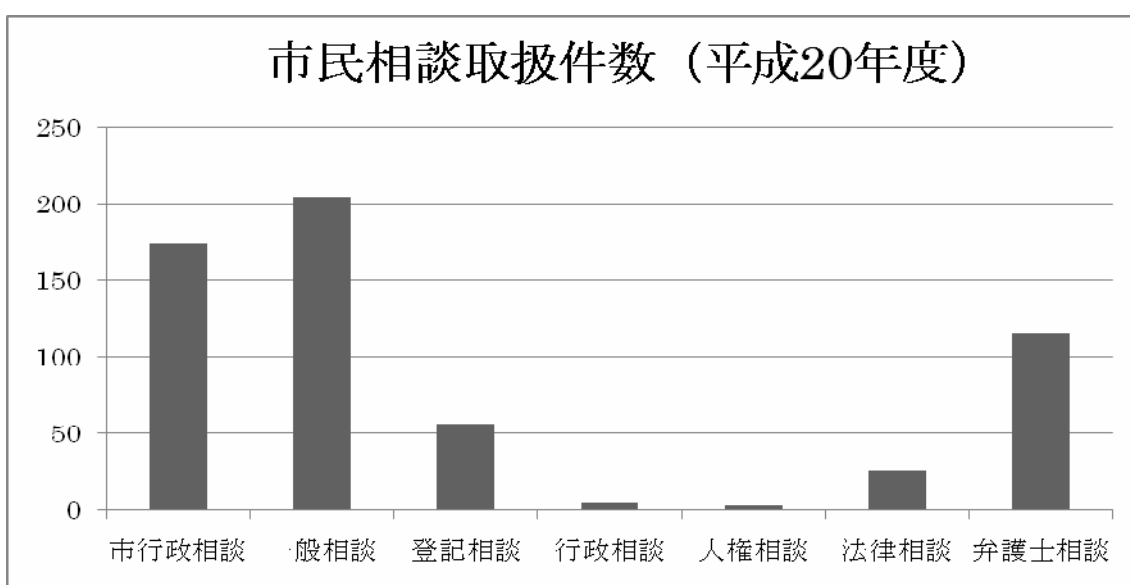
⁵ 記録が残っているのは昭和 52 年以降である。

- ・日時／毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00
- ・場所／市民相談室（市役所本庁舎1階）

②相談状況

平成20年度の相談取扱件数は584件で、多くの人が利用していることが分かります。一般相談の特徴は、金銭関係、相続関係に次いで、夫婦関係、特に女性からの離婚の相談が多いことにあります。利用者は、旧気仙沼市の人々はもちろん、旧唐桑町や旧本吉町からも合併以前から相談者がいくらか来ています。その理由としては、相談したことが周囲に知られてしまうことを嫌がる人が多いようです。

相談時間は人それぞれですが平均30分くらい、長い時には6時間以上も相談を受けたこともあるようで、相談員には相当の根気と体力が必要のようです。



（平成20年度市民相談件数 種類別）

（3）紹介先機関

紹介先は、相談内容により、市の担当課、日本クレジット協会（多重債務）、市が行う各種行政相談（無料法律相談を含む）、三陸海岸法律相談センター⁶、気仙沼市の各法律事務所等を薦めています。

（4）相談機関へのアクセス

多重債務や離婚関係の問題は口コミでは広がりづらいため広報紙が大きな役割を果たしています。広報紙に相談室の記事が掲載されると、相談件数が増えるそうです。

5.法律相談と地域司法

日弁連では全国に法律相談センターを設置し、『いつでも・どこでも・誰でも』をモット

⁶ 仙台弁護士会主催の相談会。平成20年2月に開設された多重債務専門の相談は毎週金曜日、時間は30分以内で初回無料。その他一般相談は毎週水曜日。こちらは初回から有料（1回5000円）。

一に弁護士による身近な法律相談を受け付けています。仙台弁護士会では仙台弁護士会館内の本部も含め県内に6か所⁷の法律相談センターを設置し、民事・刑事ともに法律相談を行っています。このうち、気仙沼では三陸海岸法律相談センターを利用する人が多いようです。

弁護士会の主催する有料法律相談とは別に、気仙沼市では、前述のように、仙台弁護士会と契約して月1回市の無料弁護士相談を開いています。定員は8名なのですぐに予約が殺到し、大抵一日で予約が埋まってしまうそうです。そのため多い時には予約が1時間ほどで埋まってしまうこともあり、うまく相談者を回せない時もあるそうです。残念ながら予算の関係もあり現在市の無料弁護士相談の回数を増やす予定はないそうですが、このような市の無料弁護士相談は法律相談を身近なものにし、気仙沼市の司法状況の改善におおいに貢献していると思います。

また、気仙沼市内にひまわり基金法律事務所ができたことは相談員にとっても振り分けの幅が広がり非常に助かることでした。しかし、相談員としては気仙沼市の弁護士数は3人ではまだ足りないと感じているようで、気仙沼の司法状況にはまだまだ問題点があるようです。

おわりに

今回の調査を行うまで、気仙沼市役所にこれほど相談が寄せられているとは思いませんでした。この状況は、多重債務者のようにお金がなくてすぐに弁護士に相談することができない人や、いきなり法律事務所には立ち入りづらいという人たちにとって、市の消費生活相談や市民相談は非常に重要な位置を占めていることを表しています。とくに市の開催する無料弁護士相談の存在は、弁護士過疎地である気仙沼市の住民が充実した司法サービスを受けることを支援していると考えられます。

他方、予算の問題から弁護士相談の回数を増やすことができず、市民相談室の設備を充実させることが難しいといった現状もあるようです。仙台弁護士会でも、弁護士過疎解消のため法律相談会を開いて市の負担を減らそうという試みがなされていますが、実際には気仙沼市の司法サービスはまだ安定して供給されてはいないようです。今後は市や弁護士会がさらに連携して司法過疎問題に取り組んでいかななくてはならないのかもしれない。

最後になりましたが、非常にお忙しい中、快く今回の調査を引き受けてくださった気仙沼市役所の職員の皆様、本当にありがとうございました。

参考資料・ウェブサイト：

<http://www.city.kesennuma.lg.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html>（気仙沼市公式HP）

<http://www.zenso.or.jp/>（社団法人 全国消費生活相談員協会 HP）

その他配布していただいた資料等を参考とさせていただきました。

⁷ 仙台、登米、古川、県南、石巻、三陸海岸の6か所（資料2）。

気仙沼市行政相談一覧（資料1）

【市政・一般】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ◆場所／ 市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ◆問い合わせ先／ 市民相談室 電話 0226-22-3411

【登記相談】

- ◆日時／ 毎月1日 10:00～12:00
- ◆場所／ 市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ◆問い合わせ先／ 市民相談室 電話 0226-22-3411

【暮らしの困りごと(行政書士)相談】

- ◆日時／毎月15日 10:00～12:00
- ◆場所／市民相談室市役所本庁舎1階
- ◆問い合わせ先／市民相談室 電話 0226 - 32 - 4520

【弁護士相談】

- ◆日時／ 毎月10日 11:00～15:30
- ◆場所／ 市民相談室(市役所本庁舎1階)
- ◆問い合わせ先／ 市民相談室 電話 0226-22-3411

【行政・法律・人権相談】

- ◆日時／ 毎月20日 10:00～15:00
- ◆場所／ 市地域交流センター(「ワシ・テン」ビル2階)
- ◆問い合わせ先／ 市民相談室 電話 0226-22-3411

【定例人権相談】

<唐桑地域>

- ◆日時／ 毎月第2木曜日 10:00～15:00
- ◆場所／ 唐桑総合支所2階会議室
- ◆問い合わせ先／ 唐桑総合支所総務企画課 電話 0226-32-4520

<本吉地域>

- ◆日時／ 毎月第2月曜日 9:00～13:00
- ◆場所／ 本吉老人福祉センター
- ◆問い合わせ先／ 本吉総合支所総務企画課 電話 0226-42-2973

【定例行政相談】

<唐桑地域>

- ◆日時／ 毎月第2木曜日 13:00～15:00
- ◆場所／ 唐桑総合支所2階会議室
- ◆問い合わせ先／ 唐桑総合支所総務企画課 電話 0226-32-4520

<本吉地域>

- ◆日時／ 毎月第2・4月曜日 9:30～11:30
- ◆場所／ 本吉老人福祉センター
- ◆問い合わせ先／ 本吉総合支所総務企画課 電話 0226-42-2973

【消費生活相談】

＜本庁舎＞

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ◆場所／ 消費生活相談窓口(市役所本庁舎1階)
- ◆問い合わせ先／ 市商工課 電話 0226-22-3437

＜本吉総合支所＞

- ◆日時／ 毎週水曜日 9:00～16:00
- ◆場所／ 本吉総合支所
- ◆問い合わせ先／ 本吉総合支所産業課 電話 0226-42-2976

【高齢者求人・求職相談】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 8:30～16:45
- ◆場所／ 市地域交流センター(「ワン・テン」ビル2階)
- ◆問い合わせ先／ 市商工課 電話 0226-22-6600 内線 527

【家庭児童相談】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ◆場所／ 社会福祉事務所内(市役所本庁舎東側建物内)
- ◆問い合わせ先／ 市社会福祉事務所 電話 0226-22-6600 内線 442

【ドメスティックバイオレンス(DV)相談】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 8:30～17:00
- ◆問い合わせ先／ 市まちづくり推進課男女共生推進室(DV総合相談窓口)
電話 0226-24-5988

【高齢者福祉・介護・生活相談】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 8:30～17:00

〈気仙沼地域〉

- ・場所／ 地域包括支援センター(市民健康管理センター「すこやか」内)
- ・問い合わせ先／ 電話 0226-21-1212

〈唐桑地域〉

- ・場所／ 紙唐桑総合支所保健福祉課
- ・問い合わせ先／ 電話 0226-32-4811

〈本吉地域〉

- ・場所／ 地域包括支援センター本吉分室(本吉総合支所保健福祉課内)
- ・問い合わせ先／ 電話 0226-42-2975

【青少年相談】

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 10:00～16:00
- ◆場所／ 青少年育成支援センター(勤労青少年ホーム「サン・ホール」内)
- ◆問い合わせ先／ 市青少年育成支援センター 電話 0226-24-0766

【福祉・生活相談】

〈気仙沼・唐桑地域〉

- ◆日時／ 月曜日～金曜日 9:00～15:00

◆場所／ 社会福祉協議会(総合市民福祉センター「やすらぎ」内)

◆問い合わせ先／

・社会福祉協議会 電話 0226-22-0709

・社会福祉協議会唐桑支所 電話 0226-31-2051

〈本吉地域〉

◆日時／ 毎週月曜日 9:30～11:30

◆場所／ 社会福祉協議会本吉支所(本吉老人福祉センター内)

◆問い合わせ先／

・社会福祉協議会本吉支所 電話 0226-42-2231

【総合労働相談】

◆日時／ 月曜日～金曜日 8:45～17:00

◆場所／ 国気仙沼合同庁舎 3階(気仙沼公共職業安定所内)

※相談専用電話 電話 0226-24-5204

◆問い合わせ先／ 宮城労働局企画室 電話 022-299-8834

※上記相談日程は、変更する場合があります。